

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成18年2月17日

京都市長 梶本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市西京区大枝北沓掛町5丁目9番地の6

村上 實

(2) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂かえで地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町5丁目1番地の3, 2番地の4から2番地の7まで, 3番地, 4番地の1, 4番地の7, 4番地の8, 5番地の1から5番地の3まで, 6番地の1, 6番地の2, 6番地の5から6番地の8まで, 8番地の1から8番地の7まで, 9番地の1から9番地の7まで, 10番地の1から10番地の4まで, 11番地の1から11番地の6まで, 12番地の1から12番地の7まで, 12番地の9, 13番地の1, 13番地の3から13番地の13まで, 14番地の2から14番地の4まで, 14番地の6, 14番地の7, 14番地の10から14番地の15まで, 15番地の1から15番地の10まで, 16番地の3, 16番地の4, 16番地の6, 18番地の1から18番地の5まで, 19番地の1から19番地の5まで, 20番地の1から20番地の3まで, 22番地の2から22番地の6まで, 22番地

の 8, 22 番地の 10, 22 番地の 11, 23 番地の 1, 23 番地の 3 から 23 番地の 6
まで, 24 番地の 1 から 24 番地の 11 まで, 25 番地の 1 から 25 番地の 13 まで,
26 番地の 1 から 26 番地の 8 まで, 27 番地の 1 から 27 番地の 8 まで, 28 番地
の 1, 28 番地の 4 から 28 番地の 10 まで, 29 番地, 30 番地の 2, 30 番地の 3,
31 番地の 1, 31 番地の 3 から 31 番地の 18 まで及び 31 番地の 20 並びに 6 丁
目 1 番地の 1 から 1 番地の 7 まで, 2 番地の 1 から 2 番地の 5 まで, 2 番地の 7,
2 番地の 9 から 2 番地の 11 まで, 3 番地の 1, 3 番地の 3 から 3 番地の 5 まで,
3 番地の 7 から 3 番地の 12 まで, 4 番地の 2 から 4 番地の 10 まで, 5 番地の 2
から 5 番地の 4 まで, 6 番地の 1 から 6 番地の 6 まで, 7 番地の 1, 7 番地の 4,
7 番地の 5, 7 番地の 7 から 7 番地の 10 まで, 8 番地の 2 から 8 番地の 4 まで,
8 番地の 6, 8 番地の 8, 8 番地の 9, 8 番地の 11 から 8 番地の 13 まで, 9 番地
の 1, 9 番地の 3 から 9 番地の 10 まで, 10 番地の 1, 10 番地の 3 から 10 番地
の 7 まで, 10 番地の 9, 11 番地の 1, 11 番地の 3, 11 番地の 4, 12 番地の 1
から 12 番地の 6 まで, 13 番地の 1, 13 番地の 2, 13 番地の 4 から 13 番地の 6
まで, 14 番地の 1 から 14 番地の 12 まで, 15 番地の 1 及び 15 番地の 2

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町 5 丁目 1 番地の 1, 1 番地の 2, 2 番地の 1 から 2
番地の 3 まで, 4 番地の 2 から 4 番地の 6 まで, 5 番地の 4, 6 番地の 3, 6 番
地の 4, 12 番地の 8, 13 番地の 2, 14 番地の 1, 14 番地の 5, 14 番地の 8, 14
番地の 9, 16 番地の 1, 16 番地の 2, 16 番地の 5, 20 番地の 4, 21 番地, 22
番地の 7, 22 番地の 9, 28 番地の 2, 28 番地の 3, 31 番地の 2, 31 番地の 19
及び 32 番地並びに 6 丁目 2 番地の 6, 2 番地の 8, 3 番地の 2, 3 番地の 6, 4
番地の 1, 5 番地の 1, 6 番地の 7, 7 番地の 2, 7 番地の 6, 8 番地の 1, 8 番地
の 5, 8 番地の 7, 8 番地の 10, 9 番地の 2, 9 番地の 11, 10 番地の 8, 11 番地

の 2, 12 番地の 7 及び 13 番地の 3

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠, 建築設備及びその他の事項

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 18 年 2 月 17 日 (金) から平成 18 年 3 月 14 日 (火) まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 18 年 3 月 15 日 (水) 午後 2 時から午後 3 時まで

(2) 場所

京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 1 番地の 2

西京区役所洛西支所大会議室

(3) 主催者

京都市都市計画局建築指導部指導課長 本田徹

(都市計画局建築指導部指導課)